

Title	旗本困窮の過程について
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.1 (1934. 1) ,p.1- 50
JaLC DOI	10.14991/001.19340101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

株式會社 東洋軒

麴町區有樂町一ノ一〇 三信ビル内

電銀座
三三三三
三五五五
三六六六
三七七七
三八八八
三九九九
四〇〇〇

東洋軒支店

□新橋驛階上

電話銀座四七〇

□帝國劇場内

□新橋演舞场内

電話銀座二、七二八

□列車食堂東京事務所

電話丸ノ内一、六六三

□赤坂三會堂内

電話赤坂一七

□赤坂錦水

電話赤坂九二二
一四二二
一七一

三田學會雜誌 第二十八卷 第一號

旗本困窮の過程について

野村兼太郎

旗本八萬騎と俗に稱せらるゝ一部の武士階級の經濟生活が徳川氏治世三百年の間に、如何に窮迫するに至つたか、又その困窮の結果、借財に借財を重ね、その日その日をやり繰りしてゐたかを、二三の實例に依つて説明しようと思ふ。もとより十分の資料を蒐集し、全般に亘つて調査をなし、結論を下すべきではあるが、それが完璧を期することは何時の日か解らないので、以下乏しい資料に依つてではあるが、一應纏めて見ることとする。

(元來旗本八萬騎と云ふのは俗稱であつて、實數ではない。勝海舟が「吹塵録」に、「世間又云ふ徳川氏の旗下(旗本は又旗下の字を宛てる)總數八萬騎と是は石高八百萬石より誤稱するが如し旗下士の稱あるものにして其祿萬石に

旗本困窮の過程について

及ばざるもの實數三萬三千餘家のみ然れども世に八萬騎と稱するものまたその原因あり譜第の臣下にして萬石以上の祿を食むもの即ち世俗に譜代大名と稱する輩百數十家は等の家臣昔時は皆旗下の隊に編成せしものなれば是を通算する時は其數八萬前後に及ぶべし(『海舟全集』第四卷一〇四頁)と述べてゐる。

旗本の名稱は云ふまでもなく、軍陣旗本の下の意で、轉じて主將直屬の士を指すのであるから、所謂譜代大名も旗本である。しかし一萬石以上の者は大名として、別個の取扱を受ける。それは單に石高の相違を意味するばかりでなく、彼等相互の間に、早くから違つた階級意識を有してゐたやうである。萬石以下の旗本は勿論その祿高に於いても、又社會的にも、大名に對して一步譲らなければならなかつたが、所謂將軍家直參としての矜持は屢々大名と衝突する原因となつた。そして兩者の反目は相當大であつた。例へばかの有名な伊賀越敵討に際し、池田侯と阿部、久世、安藤等の旗本との對立の如きである。

旗本と稱せらるゝ者は、又慣習上、御家人と區別される。普通將軍家御目見得以下の士を御家人と呼んでゐる。しかしこの區別は法律上に嚴格に定められたわけではない。元來御家人の稱は云ふまでもなく、譜代大名をも含めて幕府直屬の臣下のことである。事實上旗本御家人の稱呼は混淆して用ひられてゐる。しかしこゝではこれ等の場合を一々詳細に論及する必要はない。大體に於いて萬石以下の徳川氏直屬の臣下にして、常に江戸を中心として生活する武士の一群について旗本と云ふ概稱を與へんとするのである。

従つて旗本には九千石以上を領し、小大名にも劣らぬ領地を有する者もあれば、百石、百俵、又中には一僕をも

養ひ得ぬ者すらあるわけである。文政十年の「國字分名集」に依ると、九千石以上を領する者は、本多修理の九千石、横田筑後守九千五百石の二家に過ぎない。以下八千石以上が四家、七千石以上が十二家、六千石以上が二十一家、五千石以上が七十四家、四千石以上が三十九家、三千石以上が百一家、以上合計二百五十三家が所謂高の家である。無役でも寄合として「武鑑」に名を列する家柄である。二千石以上は百五十三家、千石以上が四百十六家を算へる。その外五千俵が二家、三千俵七家、二千俵四家、千俵二家を掲げてゐる。四公六民と見て、大體一俵は一石に相當する故、以上が大體千石以上の者である。千石以下五百石以上は八百四十二家を算へる。即ち五百石以上の旗本は合計千六百八十家である。

「吹塵録」に掲ぐる享保七年改御家人(こゝに云ふ御家人は最も廣義に譜代大名以下直臣全部を含む)に依ると、萬石以下總人數五千二百五人、御目見以下御家人壹萬七千三百九十九人となつてゐる。(『海舟全集』第三卷一五九頁)。又他の計算に依れば、旗本は文化十四年に四千八百有餘名、天保の末年に五千百人、嘉永年中に五千二百八十餘人となつてゐる。又御目見以下、即ち所謂御家人を六萬と算へてゐる者もあるが(松平太郎「江戸時代制度の研究」上巻三八二頁)、これは少しく多きに失するやうに思はれる。要するに純粹の旗本は五千八百人前後と見てよからう。

これ等の旗本は元來は徳川氏が三河の小諸侯であつた時から、その下に從屬してゐた者であつたが、必ずしもすべてがさうであつたわけではない。徳川氏の犬をなすにつれて、その數を増加して來た。あるひは足利時代の名族の子孫にその家を起さしめ旗本に列し、あるひは諸侯の支族が旗本に取立てられた者も少なしとしない。従つて所

謂名族も少なくない。山名、最上、岩松、那須、柴田、瀧川、天野、小堀、富田等がそれである。「舊幕府」第四號。他が旗本にして漸次立身し諸侯の列に加る者もある。従つて旗本層を構成する人間を個々について見れば、常に變化がある。しかし概して云へば、それ等はむしろ例外で、一般に身分的に固定せる者と見て差支ない。又經濟的にもその収入は略、一定せるものと見られよう。唯特殊の恩寵を受け加増された者、又諸役に拔擢され、不時の收入を獲得する者もあつたが、それ等は全體から見ても少數者である。旗本御家人の大部分は略、固定せる収入に依つて、その生計を立て、ゆかなければならなかつたのである。

彼等の収入は云ふまでもなく米である。彼等は米を金に替へて物を買ふ。従つて米價の變動が彼等の生計に大なる關係があることは、すべての武士階級と同様である。旗本の中には實際に知行所を與へられてゐる者と藏米を請取る者とある。従つてそこに經濟上多少の差違を生ずることはある。例へば關西に領地を與へられた旗本は關東に領地を與へられた者よりも概して祐福であつた。又藏米取の収入は領地よりの収入よりも動搖が少なかつた。しかし知行所を有する者も必ずしも全部をその領地から得ると限らない。その一部を藏米から請取る者が多い。殊に役料は藏米に依つて給付される。

以上大體旗本と云ふ概念について、以下の論述に必要なと思はれる程度に於いて記述した。次ぎに本論に進んで彼等の經濟生活が如何に困窮して來たかを説明しよう。

二

旗本の經濟生活が困窮して來た記事はかなり早い頃から現れてゐる。三代家光時代にすでにその徴候を示してゐる。多くの書物に傳寫され、よく引用される例ではあるが、最もよくその苦境を示すものであるから、左に掲げる。

「大猷院様御時、旗本中勝手不罷成候に付、御小姓、御書院兩番の番頭中申合候て拜借の願申上候、伊豆守殿兩番頭不殘御城へ被召候て、列座の所へ罷出られ、殊の外不機嫌にて被申渡候は、いか様の儀組中願申候とて各取次被申事如何の心得に候哉、權現様、台徳院様御遺言にて一統金子大分被下置、御當代に至りて一統に御加増仰せ付られ、段々結構に被仰付候處、間も無く亦ケ様の願被申上候ものにて候哉、夫を組中願候へはとて、各取次被申候事、不吟味千萬成こと、大聲にて被申渡候故、末座よりはらくと立被申候、上座の衆も挑尻に成り申時分、中程に居被申候壹人、其儘伊豆守殿側へ近寄被申、いづれも待候へと高聲に被申候故、立候衆もまた立歸り申候、其時右の一人伊豆守殿江被申候は、只今被仰渡候趣御尤至極に奉存候、され共其段私とも、組中江不申渡にては無之候、御口まねの様に候得共、御代々結構被仰付、其上御加増近き頃被下置、間も無く候處左様に不勝手とも罷成候事、不覺悟と申、自由成願、中々被申上間舖由、いろく申聞候へ共、とかく不勝手にて御奉公相勤かたき旨各申に付、是非なく取次申上候、私共不吟味に致候て申上候にては無之候、此上は御すそをだき不申、私共直に奉願候間、左様御心得可被成旨被申候へば、伊豆守殿しばらくして尤に存候、同役詮儀可仕旨被申候、右の一人姓名不承候、この一人にて總々もり返し申事見事なる儀に候故、此一人の姓名を申候へば、残りの衆の不出來相知られ候ゆへ、態と沙汰無之哉と存候、伊豆守殿早速おれ被申候所無我成儀に御座候、其翌日紅葉山御成被遊、御歸に御金藏へ御成

被遊、御藏御金子御覽被成候て、上意には思召の外大分の金子にて御座候、權現様以來、ケ様に大分の金銀御殘置被遊候事は、御家來御救の爲に候、然るに御聞被遊候へば、諸旗本殊の外不勝手にて難儀仕旨に候間、一統拜借仰付られ候、尤身體相應に澤山にかし候様に仕候へと御意被遊候故、御老中被申候は、澤山にかし候様にと仰せ出され候故、隨分よけい有之候程積候て、かように相定候由申上候處に、御意被成候は、これは百石のものは一同百兩、千石のものは一同に何程と申定と見へ申候、御前の思召はさ様にては無之候、其者の勝手を承り候て、たとひ百石にても五百兩七百兩とかし可申候、また高知にても勝手さして難儀不仕候者には、すくなく借申たるがよく候由、上意に候ゆへ、重て銘々の借金の高承り候て相濟し可申程書付候て、入御覽候處、是にて能候哉と仰せられ候故、御老中被申上候、是にて一統に借金相濟申候て難儀不仕候由申上候へば、重て御意被遊候は、澤山にかし候へと最前仰せ出され候は、そこにて候、借金すぎと濟候上に、二三年程の勝手取續申程餘慶をかし候へと上意に候……」

(「鳩巢小説」『勢免天話草』卷之一)

三田村鳧魚氏はこれを寛永十二年度の恩貸に關する交渉とされてゐる(「江戸生活のうらおもて」四四八頁)。「大猷院殿御實記」に、「寛永十年二月には惣御加増といふ事ありて。兩番。大番千石以下の輩に。すべて二百石づゝ加恩下され。廩米給はる輩は采邑にかへ下され。これまで賜らざるは新に二百石づゝ賜はりしとぞ」と云ふ記事がある(「新訂増補國史大系」第四十卷七〇七頁)。これは前記引用文の近き頃の御加増に當るのかも知れない。何れにしてもすでに寛永度に於いて旗本階級の財政困窮が現れてゐたのである。

當時幕府の財政はすでに健全なものであつたとは云ひかねる。しかし兎に角多少の餘裕もあつたので、上記の如き救済方法を採つたのであらう。しかしこれを何時までも續けることは事實上不可能である。旗本等自身の自力更生を必要とするは勿論である。故に幕府は頻繁に奢侈を禁じ、節約を強制してゐる。例へば、寛永十二年十二月十二日に旗本を全部召集して發布した法令の中にも、「兵具の外不入道具を好。私の奢致べからず。萬節約を用べし。知行水損。早損。風損。虫附。或舟破損。或は火事。この外人も存たる大なる失墮は各別。件の子細なくして身體ならず。奉公難レ勤輩は。可レ爲三曲事。」屋作。小身の族に至迄。近年分に過美麗に及。自今以後身體に相應し。其例を承合。輕く可レ致こと。」「嫁取の規式。近年は小身の輩に至迄。はなはだ美麗に及ぶ。向後諸道具以下。分に過たる結構いたさず節約を用べし。たとひ大身たり共。長柄釣輿三十丁。長持五十掉に過べからず。惣てこの數品を以。分限に應じ沙汰すべきこと。振舞の膳。木具并盛臺。金銀彩色停止之。但高貴の人。新客には木具苦しからず。或晴の會合。或嫁取のとき。金銀器。龜足。其定次第たるべし。惣て振舞の義。輕くいたすべき事。」「酒亂醉に及べからず。音信禮義。太刀馬或黄金一枚。隨分此内を以て減少すべし。或銀一枚青銅三百疋。禮物百疋に至りて可レ用之。并小袖十。右の如く可レ減三少之。大身たりといへ共。不可レ過之。惣て諸色此積を以て可レ用之。國大名と禮義にて出合の時も。此上の美麗いたすべからず。勿論酒肴等も輕少たるべき事」。(前掲、第三十九卷六九七頁)。これを前掲の同年中と推定する恩貸の件と比較する時、言外に種々なる意味を考へさせられるであらう。

その後と雖も旗本の奢侈を戒め、儉約を奨励すること甚だ頻繁である。例へば寛永十七年正月十三日には、「旗下の士に令せらるゝは。軍役并に上洛の供奉。及びすべて奉仕の道。常に怠慢なくたしなみ。身の分限にしたがひ。家計窮乏せざらんやう心がくべし。番士の輩饗應のときは一汁三菜。香物。酒三盃に過べからず。従者は前令定員の外召具すべからず。はたかいらき鞆。大刀。大脇差。たてももの。手ふり。造り髭など。人目にかゝる類は停禁せらるゝにより。かゝる者抱置べからず。今より後小袖并肩衣。袴等。定紋を用ゆるに及ばず。有あはせしまゝに着用すべし。奴僕の給分前に定られしごとくめし抱ゆべし。屋舎構造并に諸器財以下。妻子の衣服にいたるまで。分にしたがひ華美をつくすべからず。處士に會合すべからず。膳具。茶器等の好すべからず。京坂成役の番士歸府のとき。親戚たりといふとも土産を贈るべからず。遊觀の地はいふまでもなし。故なく會集し。みだりに市街徘徊す可らず。これらの事よくよくたしなむべし。各家計窮乏の旨こたび聞し召る。前にも旗下の士艱困すと聞ゆるによつて。其分限に應じ。向來生計のたつべきほど采地増加せられ。其後も賑恤を加へられしに。こたび諸番士并に諸有司に至る迄。猶貧乏と聞し召れ。御不審少からず。よて番頭。組頭及諸有司等まで。其さま査檢せられしうへ仰出さるれば。いまより後何事も心いれ。家計の窮乏せざらんやう心用ゆべし。もし違背せば速かに聞え上べきにより。そのときにいたり違論なきやう。豫じめその心すべしとなり。」(同上第四十卷一七〇頁)。かくの如く日常生活から、妻子衣服等に至るまで、細事に亘る干渉的法令が實際に行はれ得ないことは當然である。旗本武士の困窮は少しも救済されない。寛永二十年二月十一日の條を見ると、「御家人先年一同に家祿増加せられ。其後もまた金銀を恩貸

せられぬ。然るに近年しきりに家計困窮するの聞えあり。いといぶかしく思召せば。その故よしを注記して。進呈せしむべしと仰下さる。」(同上三〇七頁)、といふ記事がある。その後と雖も頻繁に儉約令を雨下して、旗本の奢侈を戒飾してゐる。

しかしかゝる法令が何等の効果のなかつたことは、それ等が頻繁に發せられたことに依つても想像出来る。世は泰平となり、貨幣經濟の發達すると共に、生活の向上、物價の騰貴は到底免れ得べくもない。殊に元祿の悪貨の鑄造は、所謂インフレーション的效果を生じ、一時は元祿の華な文化を生じたが、結局は武士階級、殊に大都市、江戸を生活の本據とする旗本層の困窮は極度に達せざるを得なかつた。後年新井白石が上掲の寛永度に於ける諸禁令を引用し、衣服、食物、家屋等の華美にして、分に過ぐるを指摘し、その制禁すべきことを建言してゐるが、「白石建議(第一)、世は泰平の時、武士として上記の法令を嚴守せんか、それは殆ど耐へられぬほど退屈な世界となるであらう。殊に元祿の華美な社會の出現しつゝある時、それは殆ど不可能に近かつたであらう。それなくてはすでに不自由な武士よりも、金銀富める町人を羨望する社會になりつゝあつたのである。

三

貨幣經濟の發達、それに伴ふ物價の騰貴、生活の向上が、固定収入に依る旗本層を困窮に陥れたばかりでなく、旗本御家人の困窮には他に幾多の原因を算へることが出来る。その一つに支出項目中の人件費がその収入に比して、頗る大であることが指摘される。

一定の祿を與へられてゐる者が、その恩顧に對して一定の軍事的負擔を負ふことは封建制度の特徴である。徳川時代に於いても當然の義務として規定されてゐる。今「御軍役積之次第」を見ると、次ぎの如く規定されてゐる。

- 一、二百石 侍一人 馬取二人 鎗持一人 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄一人 以上八人
- 一、二百五十石 侍二人 馬取二人 鎗持一人 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄一人 以上九人
- 一、三百石 侍二人 馬取二人 鎗持一人 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 以上十人
- 一、四百石 侍二人 馬取二人 鎗持二人 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 以上十一人
- 一、五百石 侍四人 馬取二人 鎗持二人 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 以上十三人
- 一、六百石 侍五人 馬取二人 鎗持二人 甲持一人 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 以上十五人
- 一、七百石 侍五人 馬取四人 鎗持二人 甲持一人 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 以上十七人
- 一、八百石 侍五人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 以上十九人 書付ニハ一人不足
- 一、九百石 侍六人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持二人 小荷駄二人 以上二十一

- 一、千石 侍七人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持二人 小荷駄三人 以上二十三人 正保三年ノ帳ニハ鎗持二人トアルモ有人數ハ廿三人
- 一、千石 侍九人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持二人 小荷駄三人 以上二十五人
- 一、千二百石 侍十人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮一挺 草履取一人 挾箱持二人 小荷駄三人 余一人 以上二十七人
- 一、千三百石 侍十一人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮一挺 草履取二人 挾箱持二人 小荷駄三人 余一人 以上二十九人
- 一、千四百石 侍十一人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮二挺 草履取二人 挾箱持三人 小荷駄三人 余一人 以上三十一人 正保三ノ帳ニハ鐵炮一挺也
- 一、千五百石 侍十二人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮二挺 草履取二人 挾箱持三人 小荷駄三人 余二人 以上三十三人 正保三ノ帳ニハ鐵炮一挺也
- 一、千六百石 侍十二人 馬取四人 鎗持三人 甲持一人 弓一張 鐵炮二挺 草履取二人 挾箱持三人 小荷駄三人 余四人 以上三十五人 正保三ノ帳ニハ鐵炮一挺也
- 一、千七百石 侍十二人 馬取四人 鎗持四人 甲持一人 弓一張 鐵炮二挺 草履取二人 挾箱持四人 小荷駄一人 以上三十九人

馱三人 余五人 以上三十七人

一、千八百石 侍十二人 馬取四人 鎗持四人 甲持一人 弓一張 鐵炮二挺 草履取二人 挾箱持四人 小荷

馱三人 馬上一騎内者六人 以上三十九人 正保三ノ帳ニハ馬上ナシ

一、千九百石 侍十四人 馬取四人 鎗持四人 甲持一人 弓一張 鐵炮二挺 草履取二人 挾箱持四人 小荷
馱三人 馬上一騎内者六人 以上四十一人 正保三ノ帳ニハ馬上ナシ

右者寛永九壬申年十一月二十一日

一、二千石 馬上一騎 弓一張 鐵炮二挺 鎗五本

一、三千石 馬上二騎 弓二張 鐵炮三挺 鎗五本

一、四千石 馬上三騎 弓二張 鐵炮五挺 鎗十本

一、五千石 馬上五騎 弓三張 鐵炮五挺 鎗十本 旗二本

一、六千石 馬上五騎 弓五張 鐵炮十挺 鎗十本 旗二本

一、七千石 馬上六騎 弓五張 鐵炮十五箱 鎗十本 旗二本

一、八千石 馬上七騎 弓五張 鐵炮十五挺 鎗二十本 旗二本

一、九千石 馬上八騎 弓十張 鐵炮十五挺 鎗二十本 旗二本

この制度はその後慶安元年にも幾分改正されてゐるが、大體當時の軍制を知ることが出来る。もとよりこれは軍

事上のことであつて、平時に必ずしもこれだけの人数を常に具備してゐたわけではない。しかしこれが彼等の法定義務であり、又従つて平時の従者もそれぞれその格式に従つて多數召連れる慣習の生じたのも止むを得ない。殊に多數の従者を引具することを誇りとしたことも當然である。従つて従者を制限せんとする法令は早くから發せられてゐる。即ち寛永五年二月九日に「旗下の諸士従者の員數をさだめらる。二百石侍壹人。三百石より四百石迄二人。五百石より七百石迄三人。八百石より千七百石迄四人。千八百石より二千七百石迄六人。二千八百石より三千七百石迄七人。三千八百石より四千七百石まで八人。四千八百石より五千石迄十人たるべし。この通り出仕并に府内往還の時めしつるべし。是より減ぜんことはくるしからず。これより多く具すべからず。…無足あるは勘忍分(當時蔭料給はるものをいふ)とも。親の分限に従ひ召具すべし。諸有司は制の限にあらず。はた出陣上洛のときは。各別たるべしとなり」(「國史大系」第三十九卷四二六頁)。當時天下泰平の時、かくの如き令を出すのは當然である。それにさへ二三百石取の小身者さへ、一人二人の従者を引連れることを許してゐる。「物價追日踊貴、旗本中困窮以外の儀、宿番の衆夜着の物所持不仕もの多有之候」(「兼山秘策」第一冊「日本經濟大典」第六卷二八四頁)と云ふ時になほ従者を引連れ歩くに至つては、滑稽と云ふより、むしろ悲惨である。

このことに關し、新井白石はその建議に於いて次ぎの如く批判してゐる。「御旗本衆中江戸廻召つれ候供人の數の事、其の人の心により候て、分限よりは多くもつれ、すくなくもつれ候事とりぐには候へども、古來よりして分限に過ぎ人多く召つれ候方は其衆中多く有之候事と相見え、大猷院様御政務始寛永九年七月(年月に甚しい差違が

あるが前掲のものと思はれる)に御定有之、其後また嚴有院御代寛文六年七月にも御定有之候き……然るに近年に及び候ては、寛永の比には承も及び候はぬ對の挾箱、かつは箱おさへ足輕など申すものも出來候へば、又々人數多く罷成り、諸家中のまさき供、おさへ、對の挾箱、たてがさなど申す事多く見え來り候……せめては世もゆたかに、人も富み候はんには、それ□の事とも申すべき事に候へども、近年以來男女の奉公仕るものも年々にすくなくなり候て、町々の事は申すに及ばず、辻々の番所迄に、若黨足輕以下の日傭の者共多く集り居候事共、少身の面々つねに下人かへ置候事なりがたき故に、やとひ人仕候と申すばかりには無之しかるべき身上の人々も下人等年々の出替し、又は時々のはやり病など有之時に人少く候時は、大半はやとひものを召つれ候故と相聞候、古來も如此之事に似たる事も有之故にや、寛永の御定の奥書に、此定儀人をも吟味し相拘ゆべきために被仰出候由を載られ候き、打見之所人多きやうに仕候はんと、やとひの人等召つれ候はん事は、武士の家を出候時に、供人引つれ候は、なに事の備に候と申す事の本意をも失ひ候て、寛永の御旨にも相たがひ不可然事共に候、又寛文の御定もすでに寛永の御定よりは其數を減ぜられ候上は、此後は寛文の御定よりは猶少しも其數を減ぜらるべき事、時勢におゐて相應の御事と可申候敷……但し又此度寛永寛文等の例によられ、供の人數を減ぜられ候はんにも、寛文の御定書のごとくに、人數減ぜられ候事ばかりを載られ候はん事、只今においては不可然候、其故は御軍役の御定は御當家萬代迄の御常法に候へば、たとひ江戸廻引ぐして供の人數はすくなく候とも、御軍役の人數兵具等においては、常々其備怠りなく候事、御旗本の衆中其心懸あるべきは職分の事に候、然るに近世に至ては、其軍役のほどの

人馬等の事は沙汰に及ばず、歌うたひ舞まひ候女などの數多く集めをき、花木魚鳥その餘翫器等の類は多くたくはへをき候て、兵具等の數は備らず候人々も有之など風聞し候へば、たとひそれ迄の事はなく候とも、江戸廻引つれ候ばかりの人も候へば事濟候事のごとくに心得られ候人も出來候はんには尤以て不可然御事に候へば、寛永の御定書のごとくに、江戸廻の供の人數減じ候やうに被仰出候事は、御軍役の人馬諸道具等の心がけの事、いかやうにもとりつゝかれ候ために候由を、しるし載られ候はではかなふまじき御事と奉存候」(「新井白石全集」第六卷一六四―七頁)

しかし旗本武士が定規の軍役を支持することはすでに經濟上甚だ大なる負擔であつた。よし他の費用を節約するとも、かゝる常備軍を各々維持してゆくことは不可能となつて來た。しかもこれ等は平常に於いては無用なものであつた。そして武士階級全般が吏僚化したと同様、泰平の續くと共に、これ等の家人も亦筆墨の吏とならざるを得なかつたのである。かくして後年本居宜長の批難するが如く、殿様たる者は何事もせず、多數の者を使用するやうになつてしまつたのである。身分を徒に重々敷せざるを得なかつたのである(「秘本玉くしげ」上)。しかしそれは人の罪と云ふよりも、時勢の變化に依る制度の弊害であつた。

旗本の經濟生活に大なる負擔を與へたものは、上述の人件費以外には、宗教費及び交際費を擧げることが出来る。前者は佛敎の隆盛と迷信の流行から當然嵩まざるを得ないものであつた。常に寺院へのつけ届、又宗教的儀式の諸費用は經常費として計上しなければならぬ。後者は盆暮、五節旬等の諸入費、吉凶の贈答、さらに賄賂の如きも

何等か社会に出でんとする者にとつては必要缺くべからざるものであつたことは、後に指摘するが如くである。それ等について一々例證することは、極めて容易ではあるが、あまりに煩雜に亘るから、こゝでは省略し、後に家計の例を擧ぐる際に譲ることとする。要するに上述の諸點から旗本の經濟生活はすでに徳川の初期に於いて破綻を生じつゝあつたのである。

四

幕府は旗下の士のかくの如き困窮に對して常に憂慮してゐた。すでに上述せるが如く、屢、恩貸の方法に依つて救濟した。幕府の財政がすでに窮迫せる享保期に於いても恩貸してゐる。室鳩巢が青地禮幹に與へた書中にもこれに關する記事がある。即ち「舊職(享保十五年)當地御家人五百俵以下御奉公相勤候面々、下は與力並二十俵取申下役等迄拜借被仰付候、五百俵に金三十兩、其より段々減じ、私共二百俵にて十五兩致恩貸候、私云御役料二百、總高十二三萬兩の儀と申候、當年より十年に返納仕替にて候、當春儉約の法令急度可被仰出由、其迄の取續の爲に拜借被仰出由に候、其故小身の輩舊職は不存寄難儀に及不申候、下々難儀言外御苦勞に被遊、去年以來段々御賑恤の上、又拜借被仰付候事忝御儀奉存候、然處此度恩貸の金を直に惡所へ致持參候者有之由頃日承候」(日本經濟大典第六卷七二三四頁)。もとよりこれ等の恩貸が旗本の困窮を十分に救ひ得なかつたことは明かである。單なる一時凌ぎに過ぎなかつた。しかしそれすらもさう毎々行ふことは到底出來ないことである。従つてこゝに旗本の自力に依つて、その財政難を處理しなければならぬ。

何人も想像し得るやうに、先づ節約である。當時の識者をあげてこの方法を推賞し、幕府當局も亦これを嚴命してゐる。もしそれに従ふならこゝに極度の切詰生活が營まれなければならない。汁も茶も酒も茶も煙草も禁じて、收支を計量して節約法を行はざるを得ない。三田村氏はこれを武士の分度生活と呼ばれてゐる。(前掲書四七六頁)。同氏もその一部を引用されてゐるが、文政八年に橋本敬簡「經濟隨筆」なる書がある。七十俵五人扶持から五百俵までの武士の生計豫算を掲げてゐる。今その中百俵以上を一括して表示すると、次ぎの如くなる。

下給金	百俵	百五十俵	二百俵	二百五十俵	三百俵	三百五十俵	四百俵	五百俵
	五兩貳分	八兩貳分	拾貳兩	拾四兩貳分	拾六兩貳分	貳拾兩	貳拾三兩	參拾九兩
著入類	貳兩	三兩貳分	四兩壹分	四兩	四兩貳分	五兩貳分	六兩貳分	八兩貳分
盆入用	壹兩	壹兩貳分	貳兩	三兩	三兩	三兩貳分	四兩	五兩
暮入用	貳兩	三兩	四兩	六兩	六兩	六兩貳分	七兩	八兩
手元金	三分	壹兩貳分	壹兩貳分	貳兩	壹兩貳分	貳兩貳分	四兩	四兩貳分
破損入用	貳分	壹兩貳分	壹兩貳分	貳兩	壹兩貳分	貳兩貳分	三兩	三兩壹分
五節句入用	貳分貳朱	壹兩貳分	壹兩貳分	壹兩貳分	貳兩貳分	貳兩貳朱	貳兩壹分	貳兩壹分
吉凶積金	壹分貳朱	貳分貳朱	三分	三分	三分	壹兩	壹兩壹分	壹兩壹分
非常積金	貳分	貳兩	五兩	五兩	三兩	五兩	五兩	五兩

旗本困窮の過程について

旗本困窮の過程について

馬料		并		主人小遣		妻女小遣(子供)		勤用		薪		神佛		汁の實菜代		味		醬油		客入用		燈油		炭		蠟燭		鹽茶付木代等		音信入用		香油、酒、鹽、味噌		燈油、茶汁の實	
九兩	拾貳兩	拾五兩	貳拾壹兩	貳拾壹兩	(同上)	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱		
六兩	貳朱	貳朱	壹分	壹分	壹分	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱		
四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	
八百文	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	
貳百文	貳百五十文	三百文	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	
八百文	壹貫文	壹貫貳百文	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫	壹貫
三百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文	四百文
二百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文	三百文
三百五十文	五百文	七百文	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	
二百文	(同上)	四百五十文	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	
四百五十文	五百文	六百文	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	
三百文	三貫文	二百文	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	貳朱	
(燈油ヲ含ム)	一貫文	(辨當茶ヲ含ム)	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	壹朱	
香物傘下駄草履	—	—	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	三朱	
日々入用	(醬油、酒、鹽、味噌)	(燈油、茶汁の實)	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	貳分	
總計	貳拾貳兩	三拾五兩	四拾七兩	六拾兩	七拾壹兩	八拾四兩	九拾八兩	百貳拾壹																											

(合計の合はぬところがあるが、假りにそのまゝに示す、筆寫の際の誤りか)

勿論これに掲げた金額に依つて、その生計を立て得ぬことは明かである。又右の使用人數では軍役に満たない。しかもその人数はその収入額に比して頗る大である。殊に五百俵取の如きは、全収入金額の三割貳歩強に及んでゐる。然るに五百俵取は四公六民と見て五百石取に略々等しい。その人員が軍役令に及ばぬこと極めて明白である。

(こゝに用ひた計算法は五百俵取を例に採ると、五百俵の内九拾俵は一家の入用米として取除く、残り四百拾俵を拂つて、代金百廿三兩を得る。拾俵三兩に計算してゐる。従つて内端の見積りである。その内から札差料壹兩壹分を抜拂ひ殘金百廿壹兩三分を以つて純所得額としたのである。)

凡かし諸入費については、一々細目の注意を拂つて規定してゐる。一々擧げるのは煩雜であるから、その一つを採ると、貳百俵高の仕法中の着服については、壹兩貳分を夏物、貳兩三分を冬物とし、次ぎのやうな注意書を附してゐる。

「都而家内共對の縞對の色に染べし、いか様に古くなりても二ツ三ツをひとつに致せば、丸の着物出来るな少、此内にて裾廻し、袖口を糸口を調ふ様に工夫致べし、もめん糸は車にて手前にて取遣ふが徳也、糸くすはかんに糸糸に用て蠟燭の儉約に備ふべし、...」等の類である。

「かゝる節約生活にも拘らず、盆暮、五節旬には相當の費用を出してゐる。その云ふ所に依れば、かゝる治世に住は太平を祝ふ事にしあれば、程々に祝ひ樂み、當日の禮を受るは、止を赦み下を惠む一事にして、奢るにあらず、公

祿を忝ふする儀にして、家内下々迄も和樂すべき也。又事實質實なる武家間にあつては、これ等の當日こそ唯一の遊樂日であつたのである。従つて敬簡が割當てた費用では、恐らく不十分であつたらう。しかもなほ收入に比すれば多い方であらう。なほこれ等の割合を實際の例について見る時、こゝに擧げた机上の計算以上に及んでゐることを知り得るであらう。

五

今さらに上記の節約生活を説明する資料として、二個の舊記を掲げ、それに多少の説明を附記することにして、第一に掲げるのは、安永七年三月の日附がある「一ヶ年御勝手御入用高積帳」と稱するものである。祿高その他は全然不明であるが、用途の大體の割宛を知る上に便宜である。

一ヶ年積書覺

- 一金八拾六兩貳歩 男女給金
- 一金三拾兩 御夫婦様御呉服代
- 一金拾八兩 御馬飼料
- 一金貳拾兩 御繕普請代
- 一金四拾八兩 御茶之間御産所諸色雜用
- 一金拾三兩 醬油、酒、油代

- 一金貳拾四兩 薪代
- 一金六兩 炭代
- 一金拾三兩 上下味噌代
- 一金拾壹兩 日雇代
- 一金拾九兩壹歩 二季諸向附届目錄金
- 一金四兩三歩 一ヶ年御初穂金
- 一金三兩 二度神事祭禮入用
- 一金七兩貳歩 紙墨筆
- 一金壹兩貳歩 年中上下茶代
- 一金五兩 ちゆうそく代
- 一金六兩 二季呉され物
- 一金貳兩 御夫婦様内足袋
- 一金貳兩 暮松かさり諸色
- 一金五拾兩 飯米代
- 一金五拾兩 一ヶ年之臨時金也

(此内ニ金九兩ヅ、夫婦一ヶ年小遣金入有之、無盡金入)

一金五兩貳歩

餅米小豆代

右貳拾口金高

都合金四百貳拾六兩也」

これを前記の分に比較すれば、多くの點に於いて差違がある。金高より云へば五百俵高の三倍半になつてゐるが、飯米代が五拾兩あるから、家中入用米を別に取らぬものとすれば、約三倍に當る。この計算だけから見れば、千五百石から千石ぐらゐの家と見られる。先づ重要な點を比較して見ると、男女給金は二倍餘となつてゐるに過ぎないが、着物は四倍に増加してゐる。五節句入用は割宛てないが、盆暮二季の費用は二十七兩餘となり、二倍餘である。神事祭禮等の宗教費は七兩三步で前表の御節句入用の三倍餘となつてゐる。月並の費用が四倍に近く、それに融通のきく費用項目のあることは、前者が單なる抽象的な豫算表であるのに對し、後者は實際的な對象を有してゐたためであらう。

第二のものは安永十年二月附の「御暮方一年積割合帳」と稱するもので、記述は甚しく詳細である。さらにそこへ天明二年(安永十年)が天明年であるから、その翌年(天明二年)さらに削減を加へた分が書入れしてある點は特に興味多く感ぜられる。その祿高及び姓氏共に不明であるが、家人の數その他から推測して恐らく第一の例と大差ないものであらう。今茲に多少の詳略を加へて敢て全文を掲げる。蓋し旗本層の經濟生活を如實に窺知し得るからである。括弧

内は私註である。

「御暮方仕方 米相場金壹兩ニ壹石積リ 錢相場金壹兩ニ六貫貳百文積リ

(當時米は銀五十一匁から六十一匁、錢は金壹兩に六貫四百文ぐらゐる故、ヤ、内端なり)

一金三拾兩

御二方様御時服料(以下斷り書きなけれ

ば一ヶ年の費用也)

一金九兩

殿様御小遣料 但一ヶ月金三分ヅ、

一金六兩

右之内に而御多葉粉御鼻紙御元結油のり入御半切此分御賄

奥様御小遣料 一ヶ月金貳分ヅ、

一金壹兩貳分

右之内に而御多葉粉御鼻紙御元結油のり入御半切此分御賄

御二方様御小遣不足足し心當

一金貳兩

右之内に而御忍殿様御出先に而御茶料等之心當に御座候

御二方様御足袋料、

此口に金四拾八兩貳分

御家中御給金

一金八兩

吉田 六右衛門

旗本困窮の過程について

- 一金七兩 笠原茂右衛門
- 一金七兩 綾部文藏
- 一金五兩貳分 平山萬五郎
- 一金四兩 平山山平
- 一金四兩 宮崎那次
- 一金三兩貳分 垣見九右衛門
- 一金三兩 御中間御馬口之者 市平
- 一金貳兩貳朱 加役料貳朱 森助
- 一金貳兩貳朱 加役料貳朱 六助
- 一金貳兩貳朱 何平
- 一金貳兩貳朱 左助
- 一金貳兩貳朱 五兵衛
- 一金貳兩貳朱 藤助
- 一金貳兩貳分 江戸抱嘉七
- 一金貳兩貳分 同 忠助

女中御給金

- 一金三兩貳分 ゆか
- 一金貳兩壹分 みね
- 一金壹兩三分 春次
- 一金貳兩 こ の
- 一金壹兩三分 雲井
- 一金壹兩三分 山吹

御給金都合七拾貳兩貳分、但加役料共

(天明二寅年から午年まで五ヶ年間儉約のため譜代の家來から借上げることゝなつた。即ち吉田六左衛門、笠原源左衛門、綾部文藏、平山萬五郎の四人は年貳分づゝ、平山山平は壹分何れも上納することゝなつた。)

上下御飯米御扶持方

一ヶ月分、但大ノ月ノ積、白米也

- 一、三斗 御二方様 但一日壹升
- 一、三升 御佛前 但一日壹合御忌日之節者臨時米ヨリ出ス
- 一、七斗貳升 女中六人 但一日貳升四合ツ、

旗本困窮の過程について

旗本御窮の過程についで

二六 (二六)

一、壹石三斗五升 九右衛門並御中間八人

一、八斗 水汲扶持、薪割扶持、夜扶持、辨當、ちん五疋 一日一合五勺、大貳疋 一日貳合、

一、壹升 荒神團子米 毎月晦日

御扶持方 大ノ月ノ積リ

一、四斗五升 三人扶持 吉田 六右衛門

一、四斗五升 同 斷 笠原 茂右衛門

一、四斗五升 同 斷 綾 部 文 藏

一、三斗 二人扶持 平山 萬五郎

一、壹斗五升 平山 山 平

一、壹斗五升 宮山 郡 次

一、壹斗五升 き ハ

一、貳斗貳升五合 おみつ

一、貳斗貳升五合 市 平

一、今年二米高六拾八石壹斗 但一ヶ月六石積リニテ有之候

六ヶ月(分)御買上米代金 金三拾六兩 但閏月ヲ除キ

六ヶ月(分)武州御知行米御用 但御知行米三拾九石也、六ヶ月分三拾六石用、残り三石之山方左ニ記

一米貳俵 七月壹俵 但三斗五升入、此分玄米

御寺 龍興寺

一四斗 七月貳斗 十二月貳斗 此分玄米

無量院

一貳斗

新長谷寺

一貳升

七草御粥

一貳升

正月十五日御粥

一四升五合

御煤取御粥

一貳斗

御餅春餅之粉

一壹升

四月八日 誕生佛團子

一六升

二度之彼岸團子

一三升

七月十三日十六日 御迎御送團子

一五合

三月御雛 大豆いり

一六升

二度之御月見團子

一壹升四合

右同斷 あま酒

一貳升

右同斷 餅之粉

旗本御窮の過程についで

二七 (二七)

- 一 登升
 - 一 四升
 - 一 四升
 - 一 九斗六升 但一日八合積凡毎月十日程
- 非人 松右衛門
米春飯米

此分は貳石八斗三升四合

(次に日常必要費を掲げる)。

一金四兩貳分 御酒代 但一ケ年ニ六樽一ケ月ニ半樽積リ壹樽代金三分、御前酌並御客共

(再度の削減に於いて一ケ年壹石貳斗、一ケ月壹斗と定め、壹斗の代壹貫七百四拾八文、金に直して一ケ年、原書には貳兩壹分と錢七百十六文と記されてあるが、もし錢六貫二百文が金壹兩であるとすれば、參兩壹分と錢八百二十六文となる。極めて僅かの節約に過ぎぬ)。

一 錢七貫貳百文 御肴料 但一ケ月六百文積、御二方様御肴一ケ月ニ六度壹度百文ツ、

一 錢八貫四百文 御酒御肴料 但一ケ月七百文積リ

(この分は二度目の節約に廢止される)。

一金九兩銀拾貳匁 味噌貳拾四樽 但貳拾貫目入

右一ケ月ニ貳樽ツ、壹樽ニ付代銀貳拾三匁替、右ハ上召上リ料並ニ下々御家中渡リ味噌共、御家中壹人扶持ニ壹貫目渡シ也(末尾に御家中味噌渡し方なる項にて詳細にその費途を書記してゐるが、こゝには詳略する)。

一金拾八兩 薪代 但一ケ月ニ金壹兩貳分積、松薪金壹兩ニ貳百四拾束

此焚方左之通り。一ケ月貳百拾束上御臺所、但一日七束ツ。百五束下臺所、但一日三束ツ。三拾束(不明、豫備のつもりか)右三口一ケ月三百四拾五束也。右薪金壹兩貳分ニ三百六拾束、残り拾五束は辨當之節其外臨時入用之節用。

一 錢三貫五百文 御居風呂薪

但一ケ月ニ五度ツ、壹度錢百文積、正月、二月、三月、四月、十月、十一月、十二月七ケ月分也。

(此分は前記の薪金壹兩貳分の内で間に合せ、削減される)。

一金壹兩壹分 御行水薪 但五月六月七月八月九月毎日薪貳束ツ、積

(此分も前同様の理由にて削減)

一 錢貳拾四貫六百文 燈油代 但一ケ月ニ六升、一升ニ付代三百四拾文替積

此燈方左之通。御上一ケ所。御次ニケ所。上下御臺所一ケ所ツ。右毎日四ツ時迄。御燈明御上一ケ所。御次一ケ所切。但御佛前を一夜貳合ツ、

一 錢壹貫五百四拾八文 御門油代渡し 但一ケ月三合ツ、

一 錢三貫百四拾八文 御厩油代渡し 但一ケ月七合ツ、

一 錢拾貫八百文 醬油代 但壹樽ニ付六百文替一ケ月一樽半積

一 錢三拾六貫文 御臺所日々雜用

旗本困窮の過程について

(この内から汁の實、菜、鹽、酢、付木、燈心等を賄はせる)

一金四兩 焚炭代 但一ヶ月ニ拾俵、一ヶ年ニ百貳拾俵

一銀百四拾四匁 ちろうそく 但一ヶ月壹箱つゝ、代銀拾貳匁つゝ

(この分は一ヶ年に八箱代九拾六匁に減す)

一金拾貳兩 年中御繕普請料

(これは二度目に拾兩に減する。しかも此内から桶修葺代、塗物代も出すこととなる。)

一金拾壹兩 年中日雇人料

(二度目に九兩とす)

一錢七百四拾八文 五節句下江被下候干着代

一金貳兩 正月かさり物并松竹枕共一式

(二度目に壹兩に減す)

一金三分 正月鹽着代

右者前々より上下御祝入用並正月武州御知行名主其外百姓御禮ニ罷出候節之入用鹽着(この分も貳分に削減)

一錢壹貫貳百文 年中下臺所汁の味代

一銀貳拾七匁六分 召上り料御茶代 但一ヶ月二斤代銀貳匁三分

一銀拾貳匁 御客御茶代

(二度目に削除す)

一金壹分貳朱 下茶料

一金壹兩貳分銀拾貳匁壹分七厘七毛 辻番所給金

一錢壹貫貳百四拾四文 正月並に節分に被下候 鼻紙料 但上田鼻紙拾五束、壹束ニ付錢八拾文ツゝ

一金百疋 御年男に被下候目錄

(二度目に廢して鼻紙だけ與ふ。一疋は二十五文である。)

一金壹兩貳分錢壹貫八百文 御番所御茶番入用

一丸金壹兩 御家中藥禮 但御中小姓女中御足輕御中間斗

一銀七拾貳匁 輕節三箱

一錢拾四貫 米春賃

一三百文 米春江給させ候汁の實代

此の金六拾七兩、銀貳百八拾六匁貳分壹厘七毛、錢百拾四貫四百九拾貳匁

右金二直シ九拾兩壹分、銀拾匁五分二厘

筆墨紙

旗本困窮の過程について

- 一銀四拾八匁
 - 一銀八匁
 - 一錢四百拾六文
 - 一銀六匁五分
 - 一錢百文
 - 一錢五百四拾八文
 - 一銀拾四匁
 - 一銀四匁八分
 - 一銀七匁
 - 一銀拾四匁四分
 - 一銀六匁
 - 一銀貳匁
 - 一銀貳匁四分
 - 一銀壹匁六分
 - 一銀壹匁六分
- 上々半紙貳拾五束
 - 上日向半切五百枚
 - 白鼠地南奎半切千枚
 - 上のり入五帖
 - 筆六對
 - 岩城紙貳拾四帖
 - 小奉書四帖
 - 西ノ内紙三帖
 - 極上□□紙貳帖
 - 中奉書三帖
 - 上下 包のり入紙六帖 正月遺物に入用
 - 小みの紙貳帖
 - 大美濃紙壹帖
 - 紅白水引百抱
 - 白紅水引百抱

一銀壹匁八分

青赤並水引貳百抱

〆銀百拾八匁壹分、錢壹貫六拾四匁

此分御上御遺料 御筆御墨者御入用難斗ニ付不相定

(この分も削減したが、數字を記していない。各次への渡分は左の通り別に記す)

- 一ヶ月 一三拾六文 但御日記入用 筆 壹帖對
- 一三拾八文 日半紙壹卷 吉田六右衛門江
- 一三拾九文 鹿半切壹卷
- 壹ヶ月ニ錢百拾三文一ヶ月ニ壹貫三百六拾文
- 一ヶ月 一三拾六文 但帳面紙 筆 一帖對
- 一四拾八文 日半紙貳卷 笠原茂右衛門
- 一三拾八文 日向半紙壹卷
- 一拾九文 鹿半切壹卷
- 壹ヶ月百四拾五文、一ヶ月ニ壹貫七百貳拾四文

(綾部文藏の分は笠原に同じ故これを略す)

- 一四拾八文 半紙三帖 垣見九右衛門
- 一拾八文 筆 壹本
- 壹月六拾文一ヶ月ニ七百四拾八文
- 一年ニ一銀六匁 墨四挺 右四人江一ヶ月ニ墨壹挺ツ、渡シ

旗本困窮の過程について

此口壹ヶ年銀六匁錢五貫五百六拾文

壹ヶ年御初穂御寺御付届

一金貳百疋

正月百疋
七月百疋

御寺 龍興寺

一金貳百疋

同断

無量院

一金貳百疋 (この分二度目の削減に百疋とす)

新長谷寺

一金貳朱

正月斗 芝神明宮

一金貳朱

京都 品之岩

一金百疋

伊勢 瓶子太夫

一銀五匁

奥方様方 右同人

一錢三百文

右同人使之者江

一金百疋

正月斗 日光

一金百疋

御氏神 筑土八幡宮

一銀五匁

無量院寺中 心具院

一銀五匁

天徳院

一金百疋

多門天

一錢六百銅
一錢貳百銅
一錢三百文
一錢四百銅

武州 御知行所籠

多賀

万歳

猿廻

此口金貳兩三分、銀拾五匁、錢壹貫八百文、金二直シ三兩壹分錢貳百四拾八文

御二方様年中御召物

一銀拾貳匁

御笠貳かい。日傘壹本

一錢壹貫貳百文

御雨傘貳本 但壹本ニ付六百文積

一錢貳貫四百文

御草履 但一ヶ月六足つゝ一ヶ年七拾貳疋

一錢壹貫貳百文

御裏附御草履 但一ヶ年三疋

此口銀拾貳匁錢四貫八百文

年中餅米入高

一五升 初午稻荷祭。一貳斗貳升 三月草之餅。一貳斗 五月赤飯。一五升 六月金比良祭。一貳斗 七月蓮飯。

一壹斗 九月赤飯。一貳斗 十月玄猪。

壹石貳升 但白米也

旗本困窮の過程について

旗本困窮の過程について

三六 (三六)

此代金壹兩貳分銀拾貳匁 但金壹兩ニ六斗替積リ

一金三兩分

幕餅米料

右惣餅米代合 金四兩貳分銀拾貳匁

御馬入用

一金七兩

飼葉代 但一ヶ月ニ金貳分銀五匁ツ、

一金壹兩壹分銀九匁

大豆代 但一ヶ月七匁ツ、

一錢拾六貫八百文

ぬか代

但一ヶ月錢壹貫四百文積ぬか遣方一月一石五斗、内御手前ぬか一兩月も可所用。

一錢三貫五百文

御馬踏代 但一ヶ月三百文積リ

一凡金貳兩

御馬具修覆料

此口ニ金拾兩壹分、銀九匁、錢貳拾貫三百文。

臨時金

一金拾五兩

此用方左之通

不時之入用。諸向不足。御二方様御誕生御祝入用。同御出入用並御客人用。上ノ御辨當。下辨當。御番之節御菓子番に入用。諸道具修覆。年中香物并鹽。御せうじ張替。御長柄張替。御提燈張替。御供桐油。吉凶御音物。御知

行所文通紙類。御知行百姓正月并常々罷出候節入用。年中用心燈油但燈明共。年中箸并ふきん地。同そう巾地。年中赤飯小豆代。

(そればかりでなく、きのへ子待、甲申待。已待の諸費用。稻荷、太神宮、金比良、人丸、荒神、八幡宮、大黒天、御湯殿、御雪隠等の神前へ、五節句、朔日、十五日、廿八日に上げる燈明等もすべてこの拾五兩の臨時金より支出せんとするのである。すべて臨時費とは云へぬものばかりである)。

惣高金貳百六拾九兩三分、銀三百貳拾三匁三分七厘七毛、錢七拾九貫八百貳拾四文。

右金二直シ金貳百八拾七兩三分、銀八匁三分七厘七毛、錢七百七拾貳文

閏月御入用 一金拾五兩 但御二方様小遣料并米代御暮方御勤方共一ヶ月分

以上の實例に依つても、旗本層が如何に困窮し、甚しき節約生活を送つてゐたかを推測するに難くない。しかもその極度の節約生活に依つても、なほ經常費を支辨するに足りない場合、——それが殆どすべての常態であつたらうが——何等かの方法を講じなければならぬ。彼等の體面を表面上は何處までも維持し、しかも金を引出す必要がある。こゝに彼等の悲惨な遣くり政策が生ずる。あらゆる手段方法を盡して、借財に奔走せざるを得なかつたのである。次ぎにその點を同じく實例に依つて説明したいと思ふ。

六

旗本は如何にして借金せんと腐心してゐた。今日世に残存してゐる借用證文の中にも、旗本のそれが少くない。

旗本困窮の過程について

三七 (三七)

今私が一例として引用せんとするのは、二千石の旗本仙石家のそれである。本家は五萬八千石、但馬出石の城主である。例の天保六年仙石騒動のため三萬石に減知された家である。その分家たる仙石丹波守久貞及び能登守久大(本家を相續した讃岐守久利の實兄である)の時代、幕末文政より文久に至る間の文書を見ると、如何にあらゆる方法に依つて借金をしたか推測される。丁度時代が本家に騒動のあつた頃に當るが、そのために如何なる影響を受けたか知ることは出来ぬ。多少影響があつたかも知れない。因みに仙石家の屋敷は江戸見坂下にあつた。

あらゆる旗本御家人が借財の手段として利用した金融機關は札差であつた。又このことに依つて札差が富を作り、豪華な生活をなしたことは、餘りにも有名な事實である。仙石家も勿論これを利用して、融通をつけてゐた。仙石家は上總及び近江に知行所を興へられてゐたが、他方御足高として藏米を受取つてゐた。未だ丹波守の時、この藏米を前借してゐる證文がある。當時公定の利息は大體(少くとも表面上は)年一割二歩であつた。この證文も金壹兩につき、壹ヶ月銀六分の利足であるから、銀六十匁を一兩とすれば、年一割二分となる。表面上は公平なものである。文政元年には、小判、二分判、一分判の悪貨を鑄造してゐる。この文政小判は元來悪貨であつた元文小判——即ち文字金よりも、さらに悪貨であつた。明治七年の大藏省報告貨幣價格表に依れば、元文小判、同一分判は各一兩に付、金五圓七十五錢八九に對して、文政小判、同一分判は各一兩に付、金五圓二錢九二となつてゐる。幕府は勿論舊貨の使用を禁じてはゐるが、矢張流通してゐたらしく、これこの證文に、(又後掲のものにも)、文字金也と云ふ斷り書を附してゐる所以であらう。その證文は次ぎの如し。

「請取申御藏米前金之事

一金百拾貳兩

但文字金也

右者且那無據要用ニ付三季御足高書入爲前金儘請取借用申所實正也返濟之儀者米金相渡次第金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛利足ヲ加元利引取勘定可被申候萬々一御足高請取不申候ハ、地方物成ヲ以借用金元利共急度皆濟可申候若又勝手ニ付御藏宿外江申付候ハ、其方々借用金皆濟之上新規御藏宿引替可申候右約束ニ候得者其節少茂相違無之候爲後日且那裏判役人連印證文仍如件

仙石丹波守内

井上 矢柄

文政元寅年十一月

内田 此右衛門

吉田 東左衛門

坂倉屋太郎兵衛殿

札差の高利貸的利得に幕府が壓迫を加へたのは、寛政改革と天保改革との二回である。その結果は多少旗本を救済したかも知れないが、却つて旗本の金融を梗塞して、財界を不安ならしめ、旗本に不便を感じしめた方が大きかつた。旗本が如何にこれ等の機關に依存して、その經濟生活を遣りくりしてゐたかを覗ふに足る。

仙石能登守の時代になつても、その窮迫は依然として變らなかつたらしく、天保八年に町人から用達てゐる。

「借用申金子之事

旗本困窮の過程について

一金六拾兩也

但文字金也

右者且那勝手向就要用借用申處實正也返濟之儀者當月廿八日迄上總知行所物成代着米次第金貳拾兩壹分之利息ヲ加元利共無相違急度返濟可申候萬一着米及延引候ハ、當時着米藏詰之内相拂急度返濟可申候右約束ニ候得者毛頭相違無之候依て且那裏判役人連印證文仍而如件

仙石能登守内

天保八酉年十二月十五日

長谷川唯助

内田 此右衛門

吉田 東左衛門

河内屋善右衛門殿

右の日附を見ると十二月十五日から廿八日まで僅か十三日間に過ぎない。しかも利息は貳拾兩に對し金一分であるから一割五歩である。餘程差迫つた入用と思はれる。しかも同じ月に他の町人から金貳拾五兩を借用してゐる。この方は擔保なし、期間は廿日限り、利息は貳拾五兩に壹分である。即ち一割二歩である。やゝ低利である。貸主は柏屋松五郎と云ふ町人である。さらに翌天保九年四月には増上寺より借金をしてゐる。

「借用申金子之事

一金百兩者

但 通用文字金也

右者其

御山御役所御手當金之内ニ御座候處今般仙石能登守

公務要用ニ付預リ申處實正御座候就上者來ル九月廿日限金百兩ニ壹ヶ月七拾五匁宛利分相加無相違返濟可仕候勿論御大切御手當之儀能登守得與承知之上預リ被申候儀候得者譬世間一統如何様異變御座候共此於御金者毛頭無相違急度返納可申候若連印之内役替等仕候ハ、早速御届申上後役之者此證文ニ調印可仕候爲後證一札仍如件

仙石能登守内

天保九戌年四月

用人 長谷川唯助

用人 内田 此右衛門

家老 太田 東左衛門

増上寺御役所

これが所謂名目金であるか如何かは、證文の上からだけでは解らないが、増上寺が一山の困難を訴へて貸付金及び富興行の許可を出願し、文政七年十一月にその許可を得てゐる。そして雜賀屋忠七、上總屋銀次郎、播磨屋作兵衛、播磨屋九郎助等が金主となつて貸付所を經營してゐる。(幸田成友「日本經濟史研究」三二六頁)。その時からすでに十數年を経てゐるが、名目金は禁止されず、又廢止されたわけではないから、恐らくこれもその一つではないかと思はれる。後に掲げる水戸家芝貸付所の分も同様なものであらう。

旗本困窮の過程について

次に領分の百姓に先納を命じ、又質入借金をしてゐる。

「丑暮先納調上金之事

一金七兩也

右者當幕御勝手向御差支ニ付無據先納御借入御用金被仰付候處前書之通上納儘請取申候御下ケ金之儀者來寅御物成を以金貳拾兩ニ壹分之利足を加元利共御下ケ可被下候爲後日御裏判役人連日證文仍如件

御用人助調役

天保十二丑年十二月

長谷川唯助

井上矢柄

内田此右衛門

太田東左衛門

田越村組頭 源 七江

次いで十九年後安政七年にも、同様調達を命じてゐる。

「調上金御證文之事

一合金六拾兩也

右者此度無御據御入用ニ付御品物御下ケ相成別紙御品書有リ 蕪木村久兵衛方に金三拾兩ニ質入外三拾兩共其方田地書入合

而書面之通調達差上骨折之儀

御満足思召に依て御下ケ金相成候迄者右利分年々十二月ニ至リ村方御年貢米之内ニ而其時々之相場を以御下ケ相成候條其旨相心得取斗可申候且御品之儀者御流物相成候儀無之候得共萬一之節者田地書入之上調達之金子丈ケ者村方御年貢納米之内を以御下ケ可相成積聊相違無之候爲後日 御裏判御證文仍如件

安政七申年二月

太田東左衛門

内田喜三太

田越村名主
清左衛門

この二通の證文は結局明治まで返済されなかつたものと見え、前者の分はその裏面に、「明治十一年十月廿日戻ル、此節金四圓遣シ候也」と記してあり、又後者の分は同年同月同日付で、田越村元名主久保田清左衛門の署名捺印を以つて、同じく裏面に、「一此證文之外證書并先納受取之類一切無之候萬一差出候共反古之事」と記し、さらに同じく「右之節金四圓遣シ候也」と附記してある。兩者で四圓やつたのか、各々について四圓やつたのか不明であるが、借用金額の著しい相違にも拘らず、同一に心付を與へたものらしい。尤も前者は三十七年を、後者は十八年を経過してしまつたものである。その間に如何なる交渉があつたか全然不明である。

次に自領の村を引請人として、増上寺の僧侶と水戸家の貸付所から借用した證文がそれぞれ一通づゝある。次兵衛は能登守の通稱である。

旗本困窮の過程について

四四 (四四)

「拜借金引請證文之事」

一金貳拾五兩也

右者地頭所次兵衛勝手向差掛無據就要用臨時拜借之儀被相願候處御承知被成下難有仕合奉存候依て御相續料之内書而之通隨拜借被仕候處實正ニ御座候御返濟之儀者別紙本證文之通來酉二月廿日限金貳拾五兩ニ壹分之利足加元利共急度上納可仕候萬一相違之儀等御座候ハ、私共兩村ニ而引請御約定之通聊無相違返納仕決而御苦勞相掛申間舖候爲後日村役人連印之證文奉差上候處仍如件

萬延元申年十月

仙石次兵衛知行所

上總國武射郡田越村

名主 清左衛門

同國同郡矢部村

名主 徳右衛門

恭成御和尙

御寮代中様

これには勿論別に本證文として、能登守役人連印のものがある。

「奉拜御借金證文之事」

一金五拾兩也

但御利足貳拾五兩ニ付壹ヶ月壹分割

右者

御館様 御豫參先御用途御貸附金之内此度地頭仙石次兵衛

公務就入用私共引請銘々拜借仕候處實正也明白ニ御座候然ル上者來戊正月十日限元利共無相違返上納可仕候者勿論前書之御金御貸附御利益を以年中 御豫參先御賄其外御宿坊御修復御手當御用途金之儀一同敬承知仕候間若臨時御用ニ付不時之御取立御座候節者何時ニ而茂元利共早速上納可仕候右様御大切之候金ニ付爲引當左之通

一仙石次兵衛知行所上總國市原郡磯谷村郷藏ニ入置有之候

一收納米六拾石此俵百五拾俵 但四斗入

右之通奉差入置候返上納相滯候ハ、右引當收納米取出シ村方々直ニ

御貸附所江上納可仕候萬一水損旱損違作等其外如何様之義出來仕候共右ニ不抱惣百姓高割を以一同引請聊無相違皆上納可仕候其節ニ至リ日延御猶豫等決而奉願上間舖候爲後日奉拜借御金證文仍而如件

仙石次兵衛知行

上總國市原郡磯谷村

百姓代 六右衛門

組頭 辨藏

名主 七郎兵衛

文久元酉年十二月

水戸様芝御貸附所

旗本困窮の過程について

四五 (四五)

これは恐らく名目金ではなからうかと思ふ。しかし水戸の芝貸附所なるものについては未だ全然調べてゐない。何時にても元利とも要求あり次第返済すると云ふのは、返済期限付なるに拘らず、頗る不當なものではあるが、この種名目金には常に記してある文句である。以上二種の證文が何れも村方の引請になつてゐることは注意すべき點である。恐らく單なる武家の證文だけでは十分に信用が與へられなかつたがためであらう。そこに旗本の經濟上の信用が大いに失墜したことを示すものであらう。

以上の借金の利息が多く年一割二歩又は一割五歩であるが、證文上に止まり、實際に於いてはより以上の利息に當るものとなる。即ち元金を渡す際、禮金又は筆墨料として若干金を取除くことが普通だからである。その金額は通常元金の二十分の一、即ち五歩ぐらゐであつたと云ふ。従つて實際の利廻りはもつと多くなるわけである。かくして借金を借金を重ねて遣くりして、明治維新に及んだのである。なほ旗本の借金の實例は他にも多くあるが、煩雜であるからこゝにはこの一例に止めて、他を割愛する。

七

上述せる如く、旗本の經濟生活は著しく頹廢せざるを得なかつた。そして經濟生活の不如意は又その精神生活を墮落せしめざるを得ない。御家人株の賣買や金のための結婚政策が行はれたのも又止むを得ない。旗本の借金政策は結局前述の諸例に依つても明かであるやうに、百姓の負擔となり、町人の勢力の擴大とならざるを得なかつた。平賀源内が「放屁論」の劈頭に云へるが如く、「春さきの華臍魚と目出度御代の侍は、段々に直が下り、工農商の三民

に養はれる素餐くらひつよしの様に思はれるやうになつた。

旗本が經濟生活を豊かならしめんとするためには、一定の祿高だけを頂戴してゐるだけでは不可能である。彼等如何にもして餘徳多き役につく必要がある。そこに賄賂が公然行はれる必然性がある。外面の體裁を保ち、有福に暮すためには、事の正不正を問ふべき餘地はない。明和期に於いて旗本の士氣が著しく頹廢したのは、田沼章次の積極政策が反面に於いて旗本の經濟的困窮を表面化したからであつた。旗本が泥酔溺死したり、外村大吉、遠藤甚四郎、下枝采女、その他無数の旗本等の不良行爲等、今日の所謂三面記事的事件を惹起したのは毫も怪しむに足りない。(それ等の事件の例は辻善之助「田沼時代」六七―九二頁に列擧してある)。従つて松平定信、水野越前守の諸改革も根本から旗本の經濟生活を救済し得ず、單に下降する水流を一時塞ぎとめたに過ぎない。「世に合はぬ武藝學問御番衆のたゞ感慙に律義なる人」と云はるゝ如く、旗本の武士としての機能は江戸生活に依つて、完全に破壊されてしまつたのである。明治維新に際し、旗本武士の無氣力を慨嘆する者もあるが、彼等の經濟的困窮に基く頹廢は何人もこれを如何ともなし得ぬ程のものであつたのである。

幕末期の近づくにつれて、武士を嘲弄する落首落書は益々多く、益々辛辣になつて來た。一々こゝに例證することは略すが、これは明かに武士の町人階級に對する地位が實際的に下落した反影と見られ得る。上述せるが如き旗本の經濟的困窮はあらゆる點から武士をして町人に隸屬せしめた。旗本がその家計の困難から、家計一切を出入町人等に任せて、その賄に依つて生活する者も生じた。ある意味に於いてこれも賢明な方法である。しかし橋本敬簡

も指摘してゐるやうに、少なからざる弊害がある。

「世に仕送りといふ事専ら行はる。夫も知行又藏宿など元を縮く、り致すは少しき利有に似たれ共、仕送り用人又は町家の商人共、己れを利せんとて事を工みにし、一旦は其主人の利潤になり、勝手の爲になる様に、深切らしく、悦ぶ様になし、段々操へにして、終には己れ十分に利潤を得て、後には相互に不和になる様になして、徳分は仕送る者に有之、頼みたる主人は其年限の内厳く儉せられたるが損にて身上立直らず。其主人も色々偽りを設け仕送りより餘慶の金銀をかさせ、當座手元の都合よきを悦び己の借用の増に心付さるも笑ふべき事にて、其中にも悪き主人は其仕送りをはめて、用立たる金を返さじとする、彼は取んとする。假にも主従と成しに、忽ち仇敵の様に行もまゝ有。初より何の由緒にて僅なる給金を目當に數金を出して仕送りすべきや。己れに十分に利潤有べきを工みて、五百石千石の下知狀を乞請、我儘に百姓をしへたげ、主人を輕んずる、皆謀斗より出る事にて、夫を主人の知りながら頼むも工み有事にて、お互に信義を失ひ、主人の損するも有、仕送り損するも有、只道なく利息に走る徒と云ふべし。藏宿知行は夫より一段能に似たれど、留る所は利潤先に有て、頼もの、方利薄く、兎もすれば十兩の入目なれば十五兩とも云て、己が借の嵩み利息を取るを思はず、能く爲せしと悦ぶも笑ふべきの甚敷也。貸方にては元を握り居て己れに利分徳付を知りながら、態と借方斗氣を擽する様に斗ひ、是非借度とて藏宿付の輕き支配火手代杯に媚諂ひ贈り物して己が借金のおへるを悦ぶ世並となるも敷かし。夫が募りて引方多く立行も成兼ても、猶いやが上に借たがり、藏宿師とかいふ其道に功者なる由の者頼て、法外の謝禮金遣して、猶更身上落入もの多し、

……始めは眼前に爲よく都合よき様に云開ゆる故、左も有ば何年に立直る事と頼ば、後はむつかしく末裔り多しなどいせはめられて、一割も減しざれば成難しなど、段々無理のみ云並べれど、知行は下知狀を取られぬれば、急に破談も云遣し兼、高祿の人心外に歎き思へ共、いかんともする事なし。又外の仕送り頼んと思へば、得たりとて今迄の仕法より能仕法、品々云並べて、又是に移り彼に替へても、其度に金銀に徳の付事なく、猶貧を増家多し。先年去る商家に仕送り致すに、金銀の利分を取ず、實意を以、世話致すもの有とて是を頼もの多し。知行藏宿さへ利分を取に、縁なき町人の身にて全の利分を取ず、萬事親切に世話致すは誠に稀なる男氣也と感じ思ひけるが、此仕法は用人より下女中間迄其手元より入置、扱年中賄の品味噲薪鹽炭油紙蠟燭醬油は云に不及、着類其外迄、他より調る事を禁じ、皆自分より入るゝ事也、……萬の品皆其利潤有之、なまなか一割や一割半の利分より、遙體よく徳益莫大なる事にて、段々萬事の品目増に高く成行とも高きといふ事もならず、用人初中間迄も彼が手先なれば彼の仕方の悪きといふ事さへ、ひそくと云様に成行、良もすれば金銀の利分とらずに實意の世話致すに我儘なる御仕方多しなどいふて手込に逢、斷らんとするにも是迄の借返すの手段届かざれば、いかん共する事能はず、進退共こまりし家をも見及びたる事有(「經濟隨筆」上)

本書は前に述べた通り文政八年の著である。如何に旗本等が町人階級のために蠶食されて行つたかを知る上に、適當と思つたから、敢てこゝに長文の引用を試みた。要するに旗本御家人等がその經濟的困窮を脱却せんとする方は、その仕送りの法に依ると、借金政策に依るとを問はず、町人階級を發展させ、百姓を苦しめます結果になら

ざるを得なかつたのである。

かくの如き状態にあつて奢侈の傾向は、幕府の初期より次第に増進してゐる。司馬江漢が、「頃日寛永年中の畫を見しに、女の帯は、絹布を半巾はんちんにして、結びめなし、振袖は二尺に足らず。頭に櫛笄かんざしかうがいなし。油も水油のみにして、今の迦羅の油と云ふはなし。此一事を以て知るにあり」と述べ、時勢を慨嘆して曰く。「吾國物産限り有り。故に祿限りあり。天下一體上貴人より下の賤しきに至るまで、懦弱となり、遊樂美觀を好み、是れ、内より亂れ徹るゝ基なり。今既に斯くの如し。爰に於て、下をしひたげ、民これが爲に困窮す。竟には動亂起れば、必ず、外國其虚を窺ひ來らん。遠き慮なき時は、必ず近き愁あらん。」(「春波樓筆記」)。かゝる警告も旗本御家人の多くの者にとつては馬耳東風であつた。又彼等の經濟生活の困窮逼迫は、多少なりとも金銀を手にすることがあれば、假令それが借金であつたとしても、現世的享樂に投入せざるを得なかつたほど、將來への希望少なきものであつた。加ふるに彼等の生活する地は大都市江戸であつた。彼等が現世的、享樂的に流るゝも又止むを得ざるものであつたのである。しかし徳川幕府の中堅たるべき旗本が、かゝる状態にあつたことは、幕府にとつて最大の不幸であつた。幕末舊來の慣例と古格とを破つて、有能の士を旗本の列に加へた。大島圭介、加藤弘藏、等はそれ等の一人であつた。しかし素より何等の甲斐あるものではなかつた。幕府の中樞自體が經濟的にも、精神的にも破綻してしまつた當時に於いて、その崩潰は單なる時間の問題に過ぎなかつたのである。旗本御家人の經濟的困窮は早く寛永度に發してゐたが、終に幕府の崩潰に際し、最も明白にその弱點を暴露したのである。(昭和八年十二月十八日稿)

「國際借款團」と米國

伊藤 秀一

;; Interimperialistische oder ultraimperialistische Bündnisse — einerlei in welcher Form diese Bündnisse auch geschlossen werden, ob in Form einer imperialistische Koalition oder in Form eines allgemeinen Bündnisses aller imperialistischen Mächte — müssen darum unvermeidlich nur, Atempausen zwischen Kriegen sein. Friedliche Bündnisse bereiten Kriege vor und wachsen ihrerseits aus Kriegen hervor, sich gegenseitig bedingend, einen Wechsel der Formen friedlichen und unfriedlichen Kampfes aus einem und demselben Boden imperialistischer Zusammenhänge und Wechselbeziehungen der Weltwirtschaft und der Weltpolitik hervorbringend.“

半植民地的支那に對する國際帝國主義の活動は、世界市場の他の部分に對すると同様、常に必ずしも對立と抗争のみを特色とするものではなかつた。國際帝國主義は屢々共通の利害に従つて結合し協定した。だが是等の暫定的な共同戦線は世界資本主義の現實の下に於ては、必然的に抗争と抗争との間の「息抜き」でしかあり得ない。世界政